

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ 餌の保管設備</p> <p>ヌ～ワ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 営業時間</p> <p>5～9（略）</p> <p>（登録の基準）</p>	<p>（登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ 餌の保管設備</p> <p>ヌ～ワ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>5～9（略）</p> <p>（登録の基準）</p>

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号に定める内容に適合していること。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）

を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていることと（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

第二条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第七号までに定める内容に適合していること。

三〇六 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(変更の届出)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの

(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

五 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者

(変更の届出)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者

を相手方として販売する場合にあっては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ～ニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へ～ソ (略)

六・七 (略)

八 競りあつせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

九 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第七号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

十 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

を相手方として販売する場合にあっては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ～ニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へ～ソ (略)

五・六 (略)

七 第四号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第六号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

八 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)	(略)
貸出し(展示)	(略)

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第四号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、及び展示	(略)
貸出し(展示)	(略)

<p>動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>	<p>販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>
<p>動物を譲り受けてその飼養を行うこと</p>	<p>販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）</p>
<p>当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）</p>	<p>は一部を負担する場合に限る。）</p>

様式第一 (略)
 様式第三 (略)
 様式第四 (略)

<p>様式第一 (略) 様式第三 (略) 様式第四 (略)</p>

様式第五
(略)

様式第七
(略)

様式第五
(略)

様式第七
(略)